高知市精神障害者アウトリーチ支援業務公募型プロポーザル募集要領

令和８年 11 月 13 日

高知市　健康福祉部　健康増進課

１　公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、精神障害者及び精神障害の疑いのある者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続することができるようにするため、多職種（精神科医師・精神保健福祉士・看護師・作業療法士等）チームで訪問支援等（アウトリーチ支援）を行う法人を募集する。

２　委託業務の内容

本業務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 47 条に規定する相談援助等に係る業務とする。

本業務の詳細については、高知市精神障害者アウトリーチ支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

３　履行期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとする。

※契約締結の日から令和９年３月 31 日までは準備期間とし、受託者においてはこの期間に準備を進め、業務に必要となる人員の育成等、業務を適正に履行できる体制を整えること。

４　契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

５　募集事業者数

１法人

６　提案限度価格

総額：24,012 千円（消費税及び地方消費税含む。）

年額：各 8,004 千円（消費税及び地方消費税含む。）　※履行期間：令和９～11 年度

７　参加資格要件

医療法人の法人格を有し、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 高知市内に所在する精神科病床を有する病院であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号の規定に該当しない者

(3) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成６年７月１日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者

(4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第１項若しくは第 19 条第１項若しくは第２項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の

規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第４条各号のいずれにも該当しない者

(6) 国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））、地方税及び社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者

(7) 本件募集要領に関する説明会（令和８年 11 月 24 日開催予定）に参加した者

(8) 応募法人の役員等が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

(9) 応募法人が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）等の関係法令に違反していないこと。

８　募集要領に関する説明会

(1) 開催日時

令和８年 11 月 24 日（火）午後６時 30 分開始

(2) 会場

総合あんしんセンター３階中会議室（高知市丸ノ内１丁目７番 45 号）

※１事業者あたり３名までの参加とする。

(3) 参加申込方法

説明会参加申込書(様式第１号)に必要事項を記入の上､E-Mail に添付して提出すること。E-Mail 送信後、高知市健康福祉部健康増進課（以下「健康増進課」という。）へ確認の電話をすること。

(4) 申込期限

令和８年 11 月 19 日（木）正午（必着）

※事前に参加申込のない者の説明会への参加は認めない。

(5) 提出先

「17　問合せ先・書類の提出先」のとおり

９　質疑・回答

質問等の取扱いは、次のとおりとする。なお、受付期間終了後は、一切の質問を受け付けない。

(1) 提出期限

令和８年 11 月 27 日（金）午後５時 15 分（必着）

(2) 提出先

「17　問合せ先・書類の提出先」のとおり

(3) 提出様式

質問書（様式第２号）

(4) 提出方法

E-Mail により行うこと。E-Mail 送信後、健康増進課へ確認の電話をすること。

(5) 回答

提出された質問及び回答は、令和８年 12 月３日（木）中に健康増進課のホームページ（https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/37/）に掲載する。

10　参加意向申出書等の提出及び資格審査

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 参加意向申出に係る提出書類

①	参加意向申出書	（様式第３号）
②	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	（様式第４号）
③	誓約書	（様式第５号）
④	定款、規約その他これらに類する書類	（最新のもの）
⑤	登記簿謄本又は登記事項証明書	（現在事項全部証明）
⑥	法人役員名簿	（最新のもの）
⑦	賃借対照表、収支決算書その他財務の状況の概要がわかる書類	
⑧	国税、県税及び市町村税に係る納税証明書	（写し可）
⑨	社会保険料納入確認（申請）書	（様式第６号）
⑩	過去２年間の県による精神保健福祉法第 38 条の６の規定に基づく実地指導・実地審査の結果についての通知	（写し）

【注意事項】

・国税に係る納税証明については、所在地を管轄する税務署が発行する未納税額のない証明書（証明書の種類：その３）を提出すること。証明が必要な税目は、法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）。

・県税及び市町村税に係る納税証明については、所在地の自治体が発行する滞納がないことの証明書又は直近２事業年度の納税証明書を提出すること。

・社会保険料納入確認（申請）書（様式第６号）については、直近２か年において未納がないことが確認できるものとする。

・官公署の証明書類は、申請日から遡って３か月以内に発行されたものに限る。

(2) 提出方法

持参（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする）又は郵送により行うこと（郵送の場合は郵便書留に限る。）。

(3) 提出期限

令和８年 12 月 16 日（水）午後５時 15 分（必着）

(4) 提出先

「17　問合せ先・書類の提出先」のとおり

(5) 資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について、参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格確認結果通知書を送付する。なお、失格となった者は通知を受けた日の翌日から起算して７日以内（休日含む。）にその理由について説明を求めることができる。

11　提案書等の提出

参加資格確認結果通知により、参加資格を有することを認められた者は、以下の書類を作成し、期日までに提出すること。

(1) 提出書類

①　高知市精神障害者アウトリーチ支援業務提案書（様式第７号）

ア　業務を運営するために必要な項目について、具体的な内容を記載すること。

イ　左綴りとし、用紙下部の中央にページ番号をつけること。

②　経費見積書（様式第８号）

※　年間見積額を記載すること。

③　提案書の補足のための資料を作成することは可とする。

(2) 提案書の構成、規格及び部数

①　書類の表紙として、「高知市精神障害者アウトリーチ支援業務応募申請書類 法人名○○」と記載したＡ４サイズ縦型１枚の用紙を付けること。

②　提出書類は、Ａ４サイズ縦型で印刷すること。補足のための資料についてはこの限りではないが、できるだけＡ４サイズ縦型とすること。

③　提出部数は８部（正本１部、副本７部）とする。正本には代表者印を押印のこと。補足書類がある場合は８部提出すること。

④　正本及び副本ともに穴をあけず、クリップ止めで提出すること。補足書類は別綴じにすること。

(3) 提出期限

令和９年１月 27 日（水）正午（必着）

(4) 提出先

「17　問合せ先・書類の提出先」のとおり

(5) 提出方法

持参により提出（土曜日、日曜日、祝日等及び年末年始（12 月 29 日から１月３日まで。）を除く日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。ただし、令和９年１月 27 日は午前８時 30 分から正午までとする。）。

(6) 留意事項

① 提案は、１者１提案とする。

② 提出書類等が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても受理しない。

③ 提案書を受け付けた後の追加・修正は、認めない。

12 審査及び審査基準

(1) 審査主体

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、高知市精神障害者アウトリーチ支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査を行う。

(2) 審査項目・評価基準

審査項目の詳細及び評価の視点、配点は別紙１「高知市精神障害者アウトリーチ支援業務委託に係るプロポーザル評価基準書」のとおり

(3) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

提案書を提出した者に対して、選定委員会において提案書のプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

① 実施日時及び場所

別途通知する。

② 実施時間

１者につき 40 分程度（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分を想定）

③ 出席者

３名までとする。ただし、本業務の管理を予定する者及び応募法人の経営責任者又は責任者に準じる者は原則出席すること。

④ その他

プレゼンテーションでは提出した提案書、補足資料のみを使用し、それ以外の資料や器材等は認めない。

(4) 候補者の決定

選定委員会による審査を経て、総得点が最も高い者を候補者とする。ただし、最低基準点（総得点が満点の場合の 60％の点をいう。以下同じ。）以上の者だけを対象とする。また、審査の結果、総得点が同点の場合は、審査項目の「２　業務実施体制に関する項目」の審査点数が高い者を候補者とする。また、当該項目の審査点数も同点の場合は、経費見積額が安価な者を候補者とする。

(5) 審査結果通知及び公表

審査終了後、全提案者に書面により通知する。また、候補者の名称、所在地及び総得点、その他の参加者（名称は公表しない）の総得点について、高知市ホームページで公表する。

(6) その他

① 候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次に得点の高い次点者を候補者とする。

② 応募法人が１者のみの場合であっても審査を行い、最低基準点以上の得点を取得すれば候補者として選定する。

③ 審査の結果、最低基準点を満たす法人がなかった場合は、委託候補者なしとした上で再募集する場合がある。

④ 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

⑤ 契約締結後に、契約相手方の名称、所在地、契約締結日、契約期間及び契約金額を高知市ホームページで公表する。

13 スケジュール

令和８年 11 月 13 日（金）	募集要領公告
令和８年 11 月 19 日（木）	説明会参加申込期限
令和８年 11 月 24 日（火）	説明会
令和８年 11 月 27 日（金）	質問書提出期限
令和８年 12 月 ３日（木）	質疑回答の公表
令和８年 12 月 16 日（水）	参加意向申出書等提出期限
令和８年 12 月 25 日（金）	参加資格確認結果通知（発送）
令和９年 １月 27 日（水）	提案書等提出期限
令和９年 ２月上旬	選定委員会（プレゼンテーション）
令和９年 ２月上旬	委託候補者決定・通知・公表
令和９年 ３月上旬	契約締結

14 失格等に関する事項

(1) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。

① 「７ 参加資格要件」を満たさなくなったとき。

② 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。

④ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。

⑤ 経費見積書に記載された金額が、「６ 提案限度価格」に記載している価格より大きいとき。

(2) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。

① 「7　参加資格要件」を満たさなくなったとき。

② 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

15　その他留意事項

(1) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

(2) 提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出書類は、必要に応じ複写する（庁内及び選定委員会での使用に限る。）。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 契約者以外の提案内容は、提案した者の承諾なしには利用しない。

(6) 提出書類等は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）に基づく情報公開請求があった場合には、対象文書として原則公開することとなる。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により客観的に判断した結果、非公開とすることもできるので、情報非公開希望申立書（様式第10号）により、必要事項を記入し提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認められる場合などは、公開することがある。

(7) 委託契約の締結に際しては、提案の詳細について別途協議・調整の上、提案の内容を一部変更して契約することがある。

(8) 当該委託業務は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）

16　契約に関する事項

選定された候補者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により委託契約を締結する。

17　問合せ先・書類の提出先

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7番45号　総合あんしんセンター1階

高知市　健康福祉部　健康増進課　精神・難病担当：上甲・宮崎

Tel：088-803-8005

Fax：088-823-8020

E-mail：kc-140400@city.kochi.lg.jp